

常滑市における空家等対策に関する協定書

常滑市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）とは、常滑市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが交互に連携及び協力をし、常滑市内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内の建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 所有者等から空家等に関する法律や相続および各種契約に係る相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 乙が行う空家等対策に関する業務等の広報
- (3) 前各号に定めるもののほか、必要な業務

（乙が行う業務）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 空家等に関する法律相談
- (2) 空家等の相談人の調査、特定および相続登記に関する相談
- (3) 空家等の利活用、跡地利用等に関する各種契約内容の相談
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な業務

（守秘義務）

第5条 乙及び乙の会員は、在職中及び退職後においてもこの業務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとす

る。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が書面により終了の申し出を行わない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれの署名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年7月8日

常滑市新開町4丁目1番地
甲 常滑市

常滑市長 伊藤辰矢

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号
乙 愛知県司法書士会

会長 和田博恭